

## 議案第66号

大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

令和8年3月25日(水)

こども未来部こども・若者政策課

## 1 改正趣旨

令和8年3月2日付けの告示(令和8年内閣府・文部科学省告示第1号)により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことを受け、大津市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例についても同様の改正を行うもの

## 2 改正理由

令和8年3月2日付けの告示(令和8年内閣府・文部科学省告示第1号)により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準が改正がされたため

### 3 改正内容

- ・ 満3歳以上の学級編制基準を原則35人以下から原則30人以下に引き下げ

近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあるなど、より一層、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要である。こうした状況を踏まえ、認定こども園等の満3歳以上の学級編制基準を原則35人以下から原則30人以下に引き下げる。

- ・ 教育・保育従事職員の規定の見直し

認定こども園で従事する教育・保育従事職員について、当分の間、代えることができる養護教諭の教育職員免許法第四条第二項に規定する普通免許状を有する者のうち、現に当該認定こども園で従事している主務養護教諭を除く旨を規定

### 4 施行期日

令和8年4月1日から施行

### 5 経過措置

施行日において、現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、令和14年3月31日までは、原則35人以下とすることができる。

## 6 改正部分の抜粋

現行	改正後
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
<p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育・保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、学級を編制し、各学級を担当する教育・保育従事職員(以下「学級担任」という。)を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育時間相当利用児」という。)及び保育所と同様に1日に8時間程度認定こども園を利用するもの(以下「教育・保育時間相当利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間については、学級を編制し、各学級を担当する教育・保育従事職員(以下「学級担任」という。)を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p>
附 則 (認定こども園の職員の資格に係る特例)	附 則 (認定こども園の職員の資格に係る特例)
<p>4 当分の間、第5条第2項及び第5項本文の規定により置く教育・保育従事職員については、これらの規定にかかわらず、教諭免許状所持者又は小学校教諭若しくは養護教諭の教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状を有する者(現に当該認定こども園において主幹養護教諭</p> <hr/> <p>又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって、これに代えることができる。</p>	<p>4 当分の間、第5条第2項及び第5項本文の規定により置く教育・保育従事職員については、これらの規定にかかわらず、教諭免許状所持者又は小学校教諭若しくは養護教諭の教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状を有する者(現に当該認定こども園において主幹養護教諭、主務養護教諭</p> <hr/> <p>又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって、これに代えることができる。</p>